

# 令和7年度 第3回 彦根市廃棄物減量等推進審議会

ごみ処理費用有料化の検討に係る  
今後の方針について

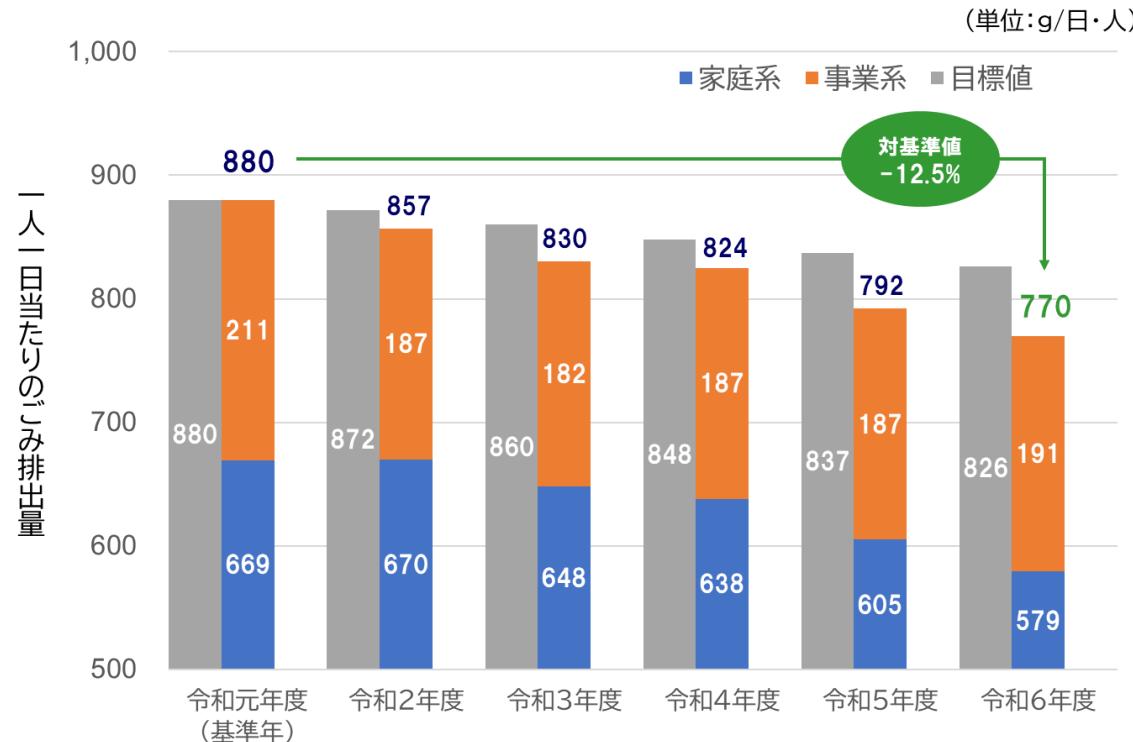
令和7年10月29日  
彦根市 市民環境部

# 目 次

- 1 / 令和7年度第1回審議会での  
委員からの主な意見**
- 2 / 事業系一般廃棄物の減量に関する  
施策や現行制度の見直し**
- 3 / 今後の方針とスケジュール**

# 1 令和7年度第1回審議会での委員からの主な意見

- 家庭系ごみが減ってきていているにも関わらず、事業系ごみはあまり変化がないため、現状で有料化すると、家庭系ごみの対象者が事業系ごみへの処理費用を負担することにつながることが懸念される。



》》》 有料化の前に、事業系ごみに関する指導の強化や、  
現行制度の見直し等の検討が必要

# 1 令和7年度第1回審議会での委員からの主な意見

- より一層のごみ減量・資源化の取組を進めていくために財源が必要ということであれば、現状、彦根市のごみ処理費用に対するごみ袋の販売価格は抑えられているので、有料化することにより販売価格を上乗せすることはあり得る。
- 有料化によって得られた財源を使用して彦根市が進めたいごみ減量・資源化の取組を具体化できるとよい。  
例えば、廃プラスチックのケミカルリサイクルによる水素製造や、回収された二酸化炭素を使ったe-メタンの製造など先進的な取組を実施されている事業者に対する可能性調査や草・木類の資源化、バイオマスプラスチックを使用した袋を販売して、指定ごみ袋としても使用できる取組などを検討してはどうか。



**単純に有料化するだけでは市民の理解は得られない**

**より一層のごみ減量・資源化の取組もセットで検討が必要**

## 2 事業系一般廃棄物の減量に関する施策や現行制度の見直し

2-1 事業系一般廃棄物に関する指導状況

2-2 事業系一般廃棄物搬入時の展開検査

2-3 事業系一般廃棄物の直接搬入に係る手数料

2-4 火災廃棄物の受入基準

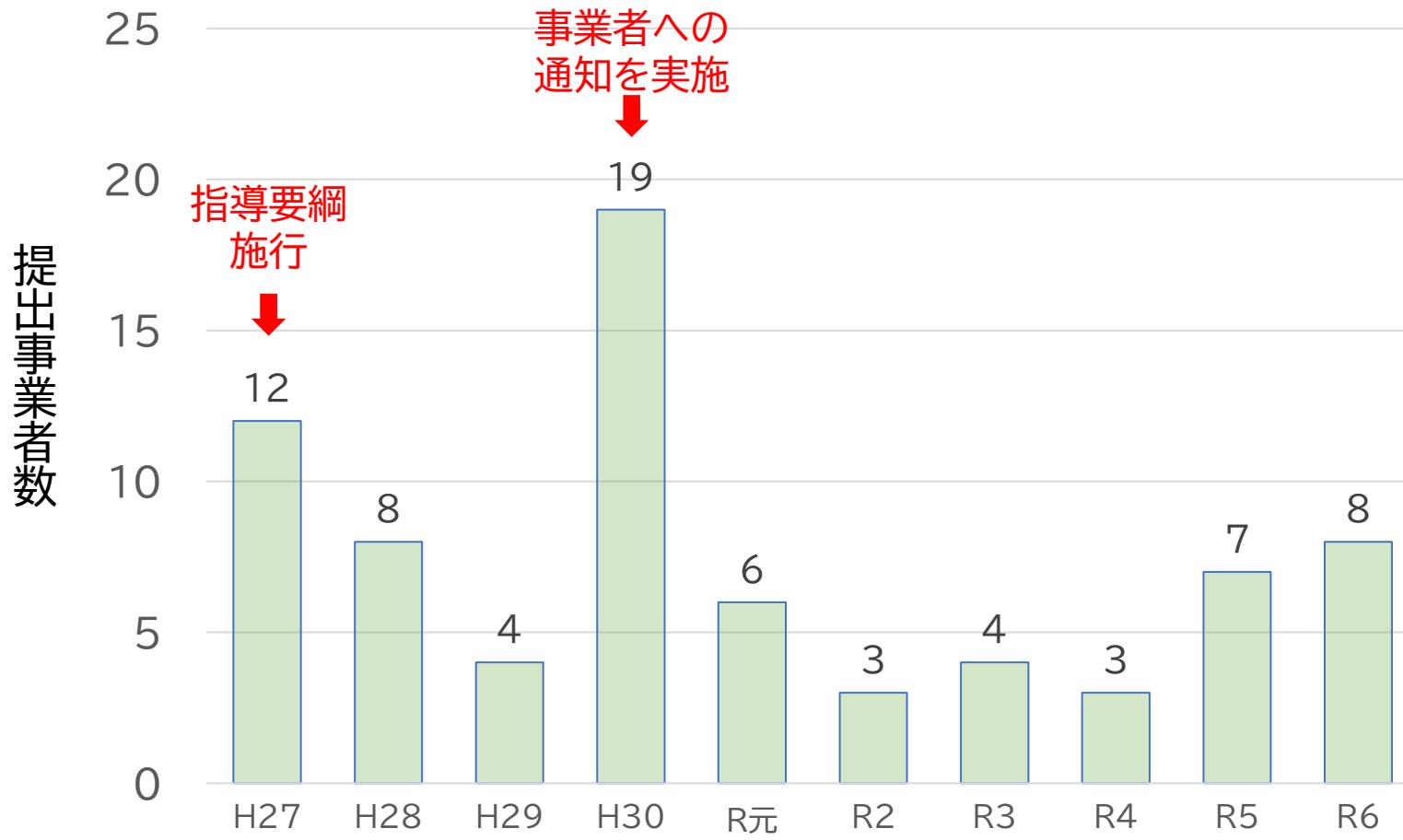
## 彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱(H27.4.1施行)

- ・事業系廃棄物の減量に関する計画の作成および届出
  - ・廃棄物管理責任者の選任
- ) を指示

【対象事業者】次のいずれかに該当する事業所

- (1) 事業系一般廃棄物の排出量が月平均5,000kgを超える事業所
- (2) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売  
店舗を営む事業所 ※店舗面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるもの
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項  
に規定する特定建築物  
※延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上のもの  
※学校、幼保連携型認定こども園で延べ面積が8,000m<sup>2</sup>以上のもの

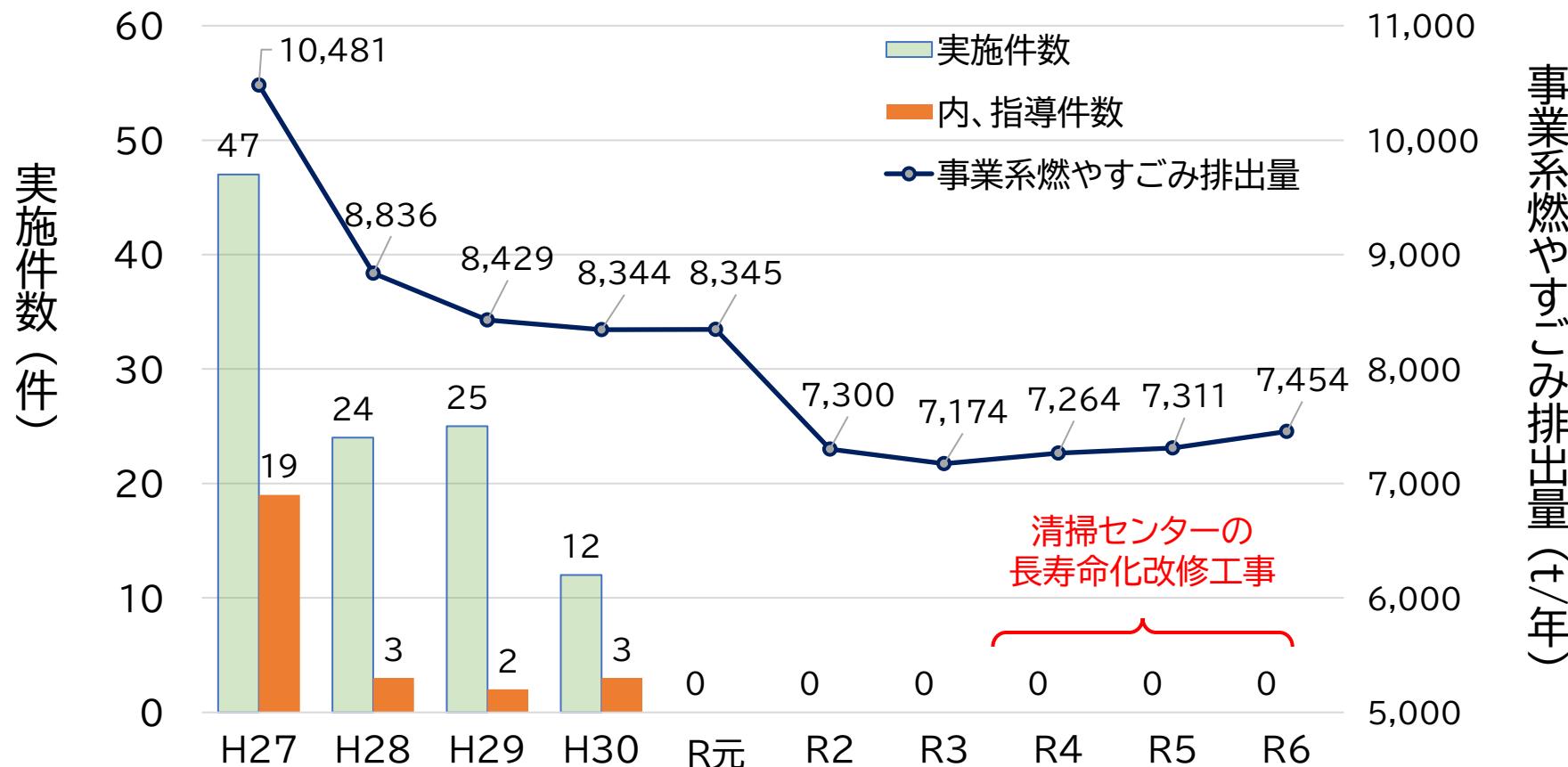
## 事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出状況



》》》 指導要綱を適切に運用するため、減量計画書の作成や、  
管理責任者の選任に係る事業者への周知とチェックを徹底する

## 搬入物検査の実施状況

※彦根市一般廃棄物収集運搬業許可業者処分要領(内規)(H26.4.21施行)



令和8年度以降、搬入物検査を再開する



## 県内自治体の事業系一般廃棄物（可燃）の直接搬入に係る手数料

|                     | 手数料                                                      |
|---------------------|----------------------------------------------------------|
| 彦根市                 | 440円 / 20kg                                              |
| 4町<br>(愛荘、豊郷、甲良、多賀) | 40kg以下：750円<br>40kgを超える重量：200円/10kg                      |
| 湖北広域<br>(長浜市・米原市)   | 190円 / 10kg<br>※指定袋(200円/枚)で搬入した場合は無料                    |
| 近江八幡市               | 250円 / 10kg(1回の搬入で100kg未満)<br>350円 / 10kg(1回の搬入で100kg以上) |
| 野洲市                 | 230円 / 10kg                                              |
| 守山市                 | 210円 / 10kg                                              |

|                       | 手数料                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| 栗東市                   | 210円 / 10kg                                              |
| 草津市                   | 110円 / 10kg(1回の搬入で200kg未満)<br>210円 / 10kg(1回の搬入で200kg以上) |
| 大津市                   | 180円 / 10kg                                              |
| 甲賀広域<br>(甲賀市・湖南市)     | 220円 / 10kg                                              |
| 高島市                   | 100円 / 10kg                                              |
| 中部清掃組合<br>(東近江、日野、竜王) | 300円 / 10kg                                              |



県内自治体の状況も踏まえ、手数料改定を検討する

彦根市火災に伴う一般廃棄物処理に係る処理手数料の減免に関する要綱(H28.4.1施行)

---

#### 【減免の対象者】

- (1) 当該り災した持家または借家の居住者
- (2) 前号に規定する居住者の親族
- (3) その他市長が認める者

#### 【減免対象となる一般廃棄物】

- (1) 持家 家財道具、生活用品および家屋の燃え殻
- (2) 借家 借主が所有する家財道具および生活用品

地震・風水害などの自然災害や火災に伴う不燃廃棄物搬入の基準  
(R5.6.7施行) ※彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地

---

## 現場確認【受入可否・分別など】

## 粗大ごみ

【家財道具】家具、布団、畳、小型家電など  
【建材】柱・梁・棟など  
※太さ 20cm、長さ 1.5m 以内に加工すること。  
※車両の荷台に横積み（車両前後に対して垂直方向）  
にすること。

## 可燃ごみ

紙ごみ、布織維類、炭など  
(火災の場合、布団は可燃ごみとします。)  
※灰は搬入できません。

## 埋立ごみ

【汚泥】壁土  
【ガレキ類】  
瓦、タイル、ブロック片、陶器、ガラス、刃物、資源にならないびんなど  
【その他の不燃ごみ】  
硬質プラスチック類、資源にならない缶・金属、塩化ビニール製品、複合品その他（アルミ箔、傘など）  
留意事項  
・建設業者等が改修・解体して発生したものは搬入できません。  
・約 20cm 以下に小割（棒状パイプ類は約 30cm 以下に切断）すること。

## リサイクル家電

特定家庭用機器（冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機）は清掃センターおよび小八木中継基地では、受け入れできません。

## 注意

- ・清掃センターで、火災ごみのごみ処理料金が減免できるのは被災した居住用の家屋、家財道具等が対象です。
- ※事業所、事業部分、家庭系以外は、対象外です。
- ・「火災に伴うごみの清掃センターへの搬入要領」を必ずご確認ください。
- ・運搬できる方は限られますので、ご注意ください。

## 手 続 き

## 手続きする場所：清掃センター

持ち物  
・り災証明書（写し可）

手続き書類  
・「廃棄物処理手数料減免申請書」  
・「火災ごみ搬入車両」  
・「家庭系一般廃棄物搬入届出書」  
※搬入予定日の 10 日前までに申請すること。（清掃センターと事前協議必要）

## 搬 入

## 搬入場所：清掃センター

搬入できる者

本人、親族、彦根市一般廃棄物処理業許可業者（家庭系）  
家屋の解体建材のみを搬入する場合⇒解体業者が搬入可能

車両 積載量制限：ダンプ車両（最大積載量が 2 トンまでの車両）

## 留意事項

- ・粗大ごみは、1 日あたり、午前 2 台、午後 2 台の計 4 台
- ・搬入後は次の搬入まで 1 時間以上間を空けること。
- ・月曜日および祝日の翌日は原則搬入不可

## 搬入場所：小八木中継基地

搬入できる者

本人、親族、彦根市一般廃棄物処理業許可業者（家庭系）  
車両 軽自動車、普通乗用車、トラック（2 トンまで）

## 留意事項

- ・搬入時期や搬入量について事前に小八木中継基地へ連絡すること。
- ・【汚泥】、【ガレキ類】、【その他の不燃ごみ】に分別した状態で搬入すること。（左記「現場確認【受入可否・分別など】」参照）

## 手続きする場所：生活環境課

持ち物  
・り災証明書（写し可）  
・本人確認書類（搬入手続きをする場合）

※搬入予定日の当日までに手続きすること。

## 搬入方法・場所等

「家電リサイクル対象品のリサイクルセンター搬入方法」を参照  
※処分料金が発生します。

許可業者に搬入を依頼する場合は、「彦根市一般廃棄物処理業許可業者一覧（家庭系）」を参照

彦根市役所 市民環境部 清掃センター

〒522-0055  
彦根市野瀬町 279 番地 1  
電話：0749-22-2734  
FAX：0749-24-7787

彦根市役所 市民環境部 生活環境課

〒522-8501  
彦根市元町 4 番 2 号  
電話：0749-30-6116  
FAX：0749-27-0395

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地

〒527-0108  
東近江市小八木町 19 番地  
電話：0749-45-3666  
FAX：0749-45-3667

市および広域行政組合の職員が事前に現場立会し、  
適切に確認・説明を実施しているため、改定は実施しない

事業系ごみの減量施策 および  
より一層のごみ減量・資源化施策を検討

方策  
1

## 事業系一般廃棄物に関する減量施策の検討

- ・「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱」の適切な運用(減量計画書の提出の徹底等)
- ・搬入時の展開検査の実施
- ・搬入手数料の見直し

方策  
2

## 草・木類の資源化推進施策の検討

燃やすごみとして受け入れている草・木類を減らすため  
民間事業者での資源化(堆肥化、燃料化等)を検討

方策  
3

### バイオマスプラ製レジごみ袋の導入に向けた検討

- ・バイオマスプラを使用した際のコスト試算
- ・バイオマスプラ製ボランティア袋(レジ袋サイズ)の作製と市民へのヒアリング(強度、許容価格、デザイン、環境意識等)
- ・小売事業者へのヒアリング(価格、販売方法等)
- ・企業協賛、企業版ふるさと納税活用の検討
- ・条例、規則、要綱の改正要否の確認

方策  
4

### その他、ごみ減量・資源化の取組検討

- ・指定ごみ袋をレジ袋の代わりとしてばら売りすることによるレジ袋購入率の削減(サイズ、デザイン等は要検討)
- ・民間事業者と連携した3Rの推進
- ・先進事例調査(事業者等)など

|                     | R7年度  | R8年度                | R9年度 | R10年度 |
|---------------------|-------|---------------------|------|-------|
| 指導要綱の適切な運用          | 運用検討  |                     | 実施   |       |
| 事業系一般廃棄物の搬入時展開検査の実施 | 手法検討  |                     | 実施   |       |
| 事業系一般廃棄物の搬入手数料の見直し  | 調査・検討 | 判断                  |      | 実施    |
| 草・木類の資源化推進          | 調査・検討 |                     |      | 実施    |
| バイオマスプラ製レジごみ袋の導入検討  |       | 調査・検討               |      |       |
| 民間事業者と連携した3Rの推進     |       | 調査・検討 ※実現可能なものは随時実施 |      |       |
| 先進事例調査(事業者等)        |       | 調査・検討               |      |       |
| その他、ごみ減量・資源化施策の検討   |       | 調査・検討               |      |       |

### 3-3 まとめ

1

より一層のごみ減量・資源化を推進するための新たな取組の検討・実施や、持続可能なごみ処理事業のため本市の財政負担の軽減を図ることを目的として、「ごみ処理費用の有料化」の検討を進める必要があると考えている。

2

「ごみ処理費用の有料化」の検討を進めるにあたっては、現在、排出量に変化がみられない事業系一般廃棄物の減量施策の検討を実施し、並行して、より一層のごみ減量・資源化施策を検討する。